

HPSC ネットワーク連携機関（体力測定）指定基準

ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関（体力測定）（以下「連携機関（体力測定）」という。）が満たすべき基準（以下「本指定基準」という。）は、下記のとおりとする。なお、本指定基準はHPSCによるスポーツ科学・医学・情報サポート及び研究に係る新たな知見の獲得、社会情勢の変化その他の事情に鑑みて、随時見直すことがある。

記

1 用語の説明

本指定基準で用いる用語の説明は【別紙 2】のとおりとする。

2 体力測定実施能力について

- (1) 【別紙 3】の「HPSC ネットワーク連携機関（体力測定）実施能力詳細要件」（以下「体力測定実施能力要件」という。）を満たしていること。
- (2) 平面図等の資料により、体力測定を実施する際の適合対象体力測定機器（詳細は【別紙 3】参照）の設置場所が確認できるようになっていること。また、平面図等の資料を提出すること。
- (3) 適合対象体力測定機器に関する機器管理台帳を備えた上で、JSC に対して当該台帳を提出すること。
- (4) 適合対象体力測定機器の運用に際して用いているソフトウェア情報（バージョン管理情報を含む。）を整理した一覧を備えた上で、JSC に対して当該一覧を提出すること。
- (5) 体力測定を実施する際に、適合対象体力測定機器を上記 2（2）で示す場所に設置（常設されている場合も含む。）できること。

3 体力測定の実施体制について

- (1) 直近の 3 過年度において、中央競技団体からの依頼に基づき、申請機関が主体となった体力測定を 3 度以上実施した実績を有すること。
- (2) 申請機関による体力測定業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を置いていること。
- (3) 適合対象体力測定機器が利用される場所（以下「体力測定実施場所」という。）に係る監督を実施する者（以下「監督者」という。）を置いていること。
- (4) 体力測定の実施者として適合対象体力測定機器の利用実績を有する担当者（以下「体力測定実施者」という。）を置いていること。

- (5) 体力測定情報を取り扱う担当者（以下「体力測定情報担当者」という。）を置いていること。

4 体力測定情報の管理について

(1) 体力測定実施場所について

体力測定情報の漏洩等を防止するため、体力測定実施時において、体力測定実施場所は、統括責任者、監督者、体力測定実施者及び体力測定情報担当者以外の第三者による立入りを制限し、体力測定情報を安全に取り扱える場所として整備されていること。

(2) 測定情報取扱用 PC について

- ① 適合対象体力測定機器で取得した測定値を取り扱うための PC（以下「測定情報取扱用 PC」という。）があること。
- ② 測定情報取扱用 PC で体力測定情報を利用した生成物（例：フィードバック帳票）の作成ができること。
- ③ 以下に掲げるようなセキュリティ上の措置がなされているインターネット回線に接続でき、JSC との間で安全に体力測定情報の授受ができること。
 - ア 申請機関に所属する職員等による利用に限定されたインターネット回線であること
 - イ SSL 暗号化通信に対応していること
 - ウ Wi-Fi 利用時には次の全ての要件が満たされていること
 - ・セキュリティ方式が「WPA2」又は「WPA3」であること
 - ・パスワードが初期設定ではなく変更されていること
 - ・ファームウェアを最新化していること
- ④ 識別及び主体認証対策（ID、パスワードの設定等）により、統括責任者、監督者、体力測定実施者及び体力測定情報担当者以外の利用を制限し、かつ利用履歴を把握する措置が講じられていること。
- ⑤ 統括責任者、監督者、体力測定実施者及び体力測定情報担当者以外の第三者による体力測定情報の閲覧を防止する措置が講じられていること。
- ⑥ JSC との間で授受する体力測定情報又は体力測定情報を利用した生成物に対し、暗号化及びパスワード設定が行えるソフトウェアが導入されていること。
- ⑦ コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、その他体力測定情報の改ざん、漏洩等を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ⑧ 盗難及び第三者による外部への持ち出しを防止する措置が講じられていること。

(3) 体力測定機器用 PC について

適合対象体力測定機器に体力測定機器用 PC が接続されている場合、当該体力測定機器 PC について、上記 4 (2) ④～⑧と同様の措置が講じられていること。

(4) データ保存場所について

- ① 統括責任者、監督者、体力測定実施者及び体力測定情報担当者以外の第三者による閲覧ができない適切な場所にデータを保存すること。
- ② 体力測定情報を紙媒体又は電磁的記録媒体（以下「体力測定情報保存媒体」という。）の保存場所として、施錠可能なキャビネット、金庫等が設置されていること。
- ③ 体力測定情報保存媒体のキャビネット、金庫等からの出し入れについて記録する措置が講じられていること。

(5) その他

- ① 体力測定情報の保護に関する規則等を定め、当該規則等について組織内研修が行われていること。
- ② 「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワーク連携機関（体力測定）指定申請書」における【別紙4】の各事項を遵守することを誓約すること。

5 体力測定情報の提供について

体力測定情報を取得した場合には、JSC の求めに応じて、JSC が指定する方法により JSC に提供できること。

6 報告・検査措置について

- (1) 統括責任者、監督者、体力測定実施者及び体力測定情報担当者の名簿、適合対象体力測定機器及び測定情報取扱用 PC の構成・配置等の体力測定の実施に関連する資料等については、JSC の求めに応じて、JSC に書面又は電磁的記録にて提出すること。これらを変更する場合も同様とすること。
- (2) 体力測定実施場所は、JSC による検査に協力すること。また、体力測定実施場所の新規設置又は機器等の変更を行った場合も同様とする。

以上

(別表)

連携機関の種類毎の指定により付与される機会について

No.	メリット	連携機関の種類		
		HPSC パッケージ・ コンテンツ提供	研究	人事交流
		体力測定		
1	「ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークウェブサイト」(https://hpsc-network.jpnsport.go.jp/)における連携機関データベースに登録申請することができること。	○	○	○
2	JSC 又は競技団体からの依頼に基づき、一定の条件のもとハイパフォーマンス・アスリートの体力測定、講習会等のスポーツ科学・医学・情報サポートに係る活動の機会。	○	—	—
3	JSC (HPSC) との共同研究又は人事交流に係る協議又は申込の機会。	○	○	○
4	その他 HPSC ネットワークの目的達成のため JSC が別に認めること。	○	○	○

【凡例】

○：該当する種類の連携機関として指定を受けた場合に付与される機会

—：該当する種類の連携機関として指定を受けた場合であっても付与されない権利